

別表4（全1枚の1枚目） 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理 番号	遊漁船 の名称	船舶番号等	総トン数	長さ	旅客定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○
		遊漁船の使用形態（該当に○）				
		遊漁船の登録状況（該当に○）		通信設備の状 況 （該当に○）		
		船舶の所有状況（該当に○）				
		遊漁船の連絡方法（無線の形式と周波数等）				
1	第一進丸	CB2-65196	13 トン	11.95m	28 人	(◎) 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 その内容 ()
		() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用				
		(○) 単独登録・() 重複登録		(○) 無線		
		(○) 自己所有船舶・() 他者所有船舶		() 他の設備 () 設備無し		
		無線形式 A3E 5W 周波数 40MH z				
2	第一進丸 二号船	CB2-65216	13 トン	12.71m	18 人	(◎) 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 その内容 ()
		() 遊漁船専用・(○) 漁船と兼用・() 他使用と兼用				
		(○) 単独登録・() 重複登録		(○) 無線		
		(○) 自己所有船舶・() 他者所有船舶		() 他の設備 () 設備無し		
		無線形式 A3E 1W 周波数 40MH z				
3			トン	m	人	() 船釣り () 磯渡し () 筏渡し () 防波堤渡し () その他 その内容 ()
		() 遊漁船専用・() 漁船と兼用・() 他使用と兼用				
		() 単独登録・() 重複登録		() 無線		
		() 自己所有船舶・() 他者所有船舶		() 他の設備 () 設備無し		
		無線形式 周波数				
重複登録している 場合の事由		() 多客期にチャーターするため () その他 ()				

注) 重複登録とは、他の事業者の遊漁船として登録されている船舶を、当該事業者の遊漁船として登録しているものをいいます。

別表5 情報を収集すべき事項

(1) 利用者の安全確保に必要な情報 (該当に○)	(○) 出港地における波高、風速、視程 () 出港中止を判断する団体の出港判断に関する情報 (○) 水路通報、気象警報等官公庁の発する遊漁船の運航に係る情報 (○) 乗船する利用者数 (12歳以下の児童が含まれる場合は、その人数) () ()
(2) 漁場の安定的な利用関係の確保等に必要な情報 (該当に○)	(○) 案内する漁場を管轄している知事が提供している法第15条に基づき周知すべき内容 (○) 案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している漁場利用に係る慣行や漁場利用協定などの情報 () ()

別表 6

出航中止基準	出港の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○) <table border="1"> <tr> <th data-bbox="244 229 732 315">(○) 単独の判断</th><th data-bbox="732 229 1195 315">() 団体による判断</th></tr> <tr> <td data-bbox="244 315 732 982"> 出港地や案内する漁場、出港地から案内する漁場までの間において、以下の何れかの状況となっている場合出港を中止します。 (○) 波浪警報発令中 (○) 強風警報発令中 (○) 海上風警報発令中 (○) 出港地の波高 (3) m (○) 出港地の風速 (15) m (○) 出港地の視程 (50) m (○) 事業者が危険と判断したとき () その他 () </td><td data-bbox="732 315 1195 982"> 出港中止は、以下のとおり行います。 ①出港中止を判断する団体名 () ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 () 連絡先 () ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 ④出港中止の判断の方法 </td></tr> </table>	(○) 単独の判断	() 団体による判断	出港地や案内する漁場、出港地から案内する漁場までの間において、以下の何れかの状況となっている場合出港を中止します。 (○) 波浪警報発令中 (○) 強風警報発令中 (○) 海上風警報発令中 (○) 出港地の波高 (3) m (○) 出港地の風速 (15) m (○) 出港地の視程 (50) m (○) 事業者が危険と判断したとき () その他 ()	出港中止は、以下のとおり行います。 ①出港中止を判断する団体名 () ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 () 連絡先 () ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 ④出港中止の判断の方法
(○) 単独の判断	() 団体による判断				
出港地や案内する漁場、出港地から案内する漁場までの間において、以下の何れかの状況となっている場合出港を中止します。 (○) 波浪警報発令中 (○) 強風警報発令中 (○) 海上風警報発令中 (○) 出港地の波高 (3) m (○) 出港地の風速 (15) m (○) 出港地の視程 (50) m (○) 事業者が危険と判断したとき () その他 ()	出港中止は、以下のとおり行います。 ①出港中止を判断する団体名 () ②上記団体の代表者、連絡先 代表者 () 連絡先 () ③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 ④出港中止の判断の方法				
帰航基準	案内する漁場において、以下の何れかの状況に至った場合、帰港することとします。 (○) 波浪警報の発令 (○) 強風警報の発令 (○) 海上風警報の発令 (○) 利用者に急病人やケガ人がでたとき (○) 漁場における波高 (4) m (○) 漁場における風速 (15) m (○) 漁場における視程 (50) m (○) 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき (○) その他 (エンジントラブル等)				

別表7 天候が悪化した場合の対処方法

天候が悪化した場合 の非難する場所	出港した港等に帰航できない場合には、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	非難する港
	飯岡沖	片貝港、銚子港
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に非難できる場所に避難をします。		

磯等（磯、筏、防波堤等）渡しの業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の 連絡方法	☐ 携帯電話 ☐ 利用者に渡した発煙筒 ☐ その他（ ）
磯等に遊漁船の旅客定員 以上の利用者を渡す業務 の形態の場合にあっては、 利用者を緊急的に回収す る方法	☐ 方法（ ） ☐ 該当なし 使用する遊漁船の旅客定員以上の利用者を磯等 へは渡しません。

別表8 安全確保のため周知すべき内容とその方法

周知の方法（該当に○）	周知する内容（該当に○）
（○）遊漁船に周知内容を掲示する。 （ ）遊漁船乗船前に書面を配布する。	一般的事項 （○）出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと （○）遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと （○）航行中、波の影響により船体が動揺することから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること （○）天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと （○）救命胴衣の保管場所 （○）乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの）を着用すること （ ）その他（ ） 磯等渡しの場合 （ ）磯等渡し及び磯等の上においては救命胴衣を着用すること （ ）磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 （ ）その他（ ）
漁場において口頭で説明する。	一般的事項 （ ）その他（ ） 磯渡し等の場合 （ ）磯等からの帰航時間 （ ）磯等で天候が急変した場合における避難場所 （ ）その他（ ）

別表 9 安全確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長と業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)

一般的事項

- (○) 出航から帰航するまでの間は飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- (○) 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- (○) 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- (○) 海中転落のおそれがある作業をする場合には救命胴衣を着用します。
- (○) 利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣を着用させるよう努めます。
- (○) 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別表 9 の 2 にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- (○) 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- (○) 12才未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣を着用させます。
- (○) 気象、海象の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断される場合は、利用者に救命胴衣を着用させます。
- () その他 ()

船釣りをする場合

- (○) 利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません。
- (○) 漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません。
- () 船長以外に適切に見張りができる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません。

磯等渡しをする場合

- () 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- () 磯等において採捕を終了した利用者を回収し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

上記以外(観光定置網、観光底びき網等)の場合

- () 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が無いよう安全に操業します。

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの補填限度額	利用定員又は旅客店員	契約期間
第一進丸 1号船	5,000万円	28人	2025年12月11～2026年12月12日
第一進丸 2号船	5,000万円	18人	2025年12月11～2026年12月12日

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた (講じようとする) 措置	